

第 1 章 総説

第 1 節 沿革

明治 8 年に度量衡取締条例（太政官達第 1 3 5 号）が制定され、同 2 4 年度量衡法が公布され、本県においては明治 3 1 年千葉市内に千葉県常置度量衡検定所を設置し、その後経済部商工課に計量係を置き、本県における計量行政が本格的に開始された。

年月	事項
昭和27年 3月	計量法の施行に伴い計量検定所と改称
昭和28年12月	千葉市吾妻町3丁目1番地に庁舎を建設
昭和38年12月	千葉市作草部町899番地に移転 国有財産（旧気球連隊施設・一部県有財産）を借用 総務課・業務課を設置
昭和39年 4月	業務課を検定課と検査課に分離し、総務課・検定課・検査課に改組
昭和39年 6月	新庁舎建設
昭和39年12月	国有財産の一部を取得（木造平屋建25.146㎡）
昭和40年 3月	タクシメーター検査場を新築
昭和41年 4月	検定課を検定第一課と検定第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査課の4課に改組
昭和49年 4月	検査課を検査第一課・検査第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査第一課・検査第二課の5課に改組
昭和53年 3月	借用国有財産のうち建物、工作物を取得
昭和53年 4月	土地賃貸借契約を締結
昭和54年12月	土地賃貸借契約変更（17.74㎡追加契約）
昭和56年 6月	検査第一課を検査課に検査第二課を指導課に改組
昭和59年12月	検定作業場を新築
昭和63年 4月	検査課を検査第一課と検査第二課に分離し、総務課・検定第一課・検定第二課 検査第一課・検査第二課・指導課の6課に改組
平成 4年 4月	千葉市の政令指定都市移行に伴い住所表示を「千葉市稲毛区作草部町899番地」に変更
平成 7年 2月	住居表示に関する法律に基づき、住所表示を「千葉市稲毛区作草部一丁目18番3号」に変更
平成 7年 4月	企画啓発課を新設、検査第一課と検査第二課を統合し、総務課・企画啓発課 検定第一課・検定第二課・検査課・指導課の6課に改組
平成17年 4月	検定第一課と検定第二課を統合し、総務課・企画啓発課・検定課・検査課・ 指導課の5課に改組
平成18年 4月	企画啓発課と指導課を統合し、総務課・企画指導課・検定課・検査課の4課 に改組
平成20年 4月	総務課と企画指導課を統合し、総務企画課・検定課・検査課の3課に改組
平成21年 4月	検定課と検査課を統合し、総務企画課と検定・検査課の2課に改組

第2節 組織及び職員の配置

1 組織

総務企画課	1 人事、公印、企画、調整
	2 予算、決算、財産・物品管理、庁舎管理
	3 計量業務の企画・調整
	4 適正な計量の普及啓発
	5 計量証明事業者に係る事務
	6 特定計量器の製造、修理、販売事業者に係る事務
	7 適正計量管理事業所に係る事務
	8 立入検査及び指導
	9 計量に関する技術相談
	10 他の課に属さない事務
検定・検査課	1 タクシーメーターの装置検査
	2 質量計（はかり）の検定
	3 燃料油メーターの検定
	4 液化石油ガスメーターの検定
	5 ガスメーターの検定
	6 量器用尺付タンクの検定
	7 アネロイド型圧力計・血圧計の検定
	8 温度計、浮ひょう等の検定
	9 基準器検査
	10 計量器の改善・指導
	11 特定計量器の定期検査
	12 質量・体積に係る計量証明事業用計量器の検査
	13 定期検査に係る立入検査
	14 計量士の代検査に関する業務

2 職員の配置状況（令和8年4月1日現在）

区分	事務・技術の別		計
	事務	技術	
所長	—	1	1
次長	1	—	1
総務企画課	2	3	5
検定・検査課	0	8	8
計	3	12	15